

【目次】

- 平成19年4月以降の決算に関わる 減価償却制度改正ポイント
- 相続の勉強部屋 シリーズ 第3回
- 公益法人・社会福祉法人の税務（印紙税の取り扱い）
- 事業主の労災保険制度

2007. 7. 20 発行

平成19年4月以降の決算に関わる 減価償却制度改正のポイント

今回は、以前取り上げたテーマではありますが、本年4月以降決算法人より真っ先に申告に影響してくる「減価償却制度」を再度紹介いたします。

平成19年4月1日を境に、以下のとおり、減価償却資産の取扱いが異なります。

平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産

■ 償却可能限度額の変更《備忘価格1円》

従 来 取得価格の95%まで償却可能

訂正後 1円(備忘価格)まで償却可能

■ 定額法 計算方法の変更《残存価格10%廃止》

従 来 取得価格×0.9×償却率 10%の資産価値を残さない。

訂正後 取得価格×償却率 (0.9を乗じない)

■ 定率法 償却率の変更《250%定率法》

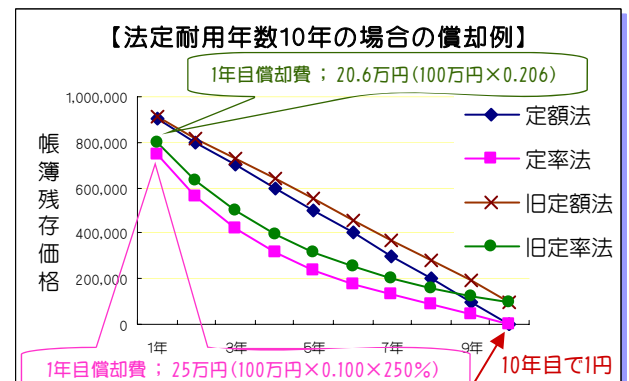
従 来 償却率表による

訂正後 **250%定率法**による

定率法の償却率 = 定額法の償却率 × 250%

※ 償却費が均等償却(残存価格÷残存年数) > 定率法となった場合は、均等償却に切り替える。

例えば、取得価格100万円、耐用年数10年の減価償却資産に定率法を採用した場合、1年目の償却費の差額は44,000円になります。



新しい定率法・定額法の方が、従来の制度よりも**早く**減価償却費が計上できます。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

従来の償却可能限度額95%に達するまでは、従来どおりの償却を行います。

95%に達した場合は、その残額を翌事業年度以降5年間で1円まで均等償却します。

減価償却制度の改正ポイントについて簡単に触れていきましたが、不明点や細かい内容については監査担当者または当事務所スタッフにお問合せください。

相続の勉強部屋

第三回

相続の勉強部屋と題しまして、相続の概要や手続きなど、基本的な部分について、シリーズ形式でわかりやすく紹介していきます。

前第2回は相続人の範囲について触れていきました。今回は第3回として、相続分と相続人の判定の具体例について触れていきたいと思えます。

● 法定相続分

相続人は1人しかいない場合は、通常はその人が全財産を引き継ぐため、遺産の分け方は問題になりませんが、相続人が複数人いる場合は、遺産をどう分けるかが問題になります。

そこで、遺産分割の話合いがうまくまとまらない時のために、民法では法定相続人に対してそれぞれの取り分の割合(法定相続分)を定めています。

法定相続分は次のようになっています。

相続順位	相続人	相続分
第1順位	配偶者	1/2
	子	1/2
第2順位	配偶者	2/3
	直系尊属	1/3
第3順位	配偶者	3/4
	兄弟姉妹	1/4

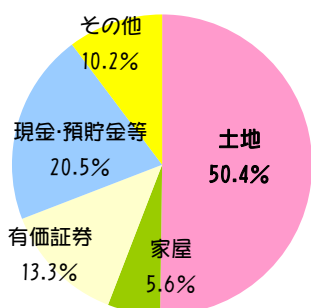
配偶者がいない場合は、優先順位の高い順より100%の割合で相続します。

また、子・直系尊属・兄弟姉妹が複数いる場合は、それぞれの相続分を頭割りします。

● 豆知識

平成17年中の死亡者数(被相続人)は約108万人でしたが、相続税の課税対象被相続人数は4.5万人(約4.2%)でした。

相続財産の内訳は右のとおりで、土地が半分を占めていますが、平成6年の70.9%から一貫して減少しています。

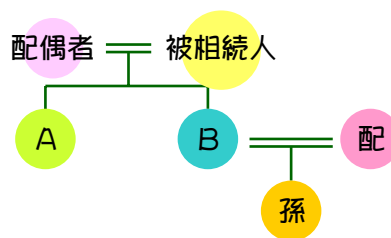


平成17年度 相続税の申告事績 国税庁(H18.12)発表より一部抜粋

● 相続人の判定と相続分

《相続人の判定と相続分の具体例1》

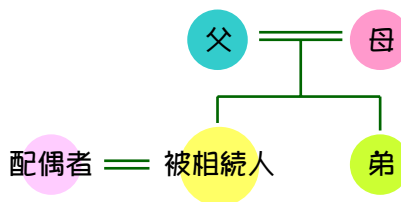
… 子がいる場合



ケース	相続人	相続分
上記図表の場合	配偶者	1/2
	子A・子B	各 1/4
子A・Bがすでに亡くなっている	配偶者	1/2
	孫(代襲)	1/2
配偶者がすでに亡くなっている	配偶者	なし(死亡)
	子A・子B	各 1/2

《相続人の判定と相続分の具体例2》

… 子がない場合



ケース	相続人	相続分
上記図表の場合	配偶者	2/3
	父・母	各 1/6
父母がすでに亡くなっている	配偶者	3/4
	弟	1/4
配偶者がすでに亡くなっている	配偶者	なし(死亡)
	父・母	各 1/2

次回は『遺言の制度』についてお送りする予定です。

公益法人の 社会福祉法人の 税務

公益法人・社会福祉法人の
お客様から多く寄せられた
ご質問の中から、印紙税の
取扱についてご紹介いたし
ます。

印紙税の取扱その1

領収書は印紙税非課税

公益法人・社会福祉法人が発行する領収書（金銭又は有価証券の受取書）は、印紙税法上「**営業に関しない受取書**」に該当しますので記載金額の多寡に関わらず非課税となります。従って**利用者の方等にお渡しする領収書**に印紙の貼付は必要ありません。

また、**収益事業や授産事業に関連して発行する領収書**も、「営業に関しない受取書」に該当しますので印紙の貼付は必要ありません。

（印紙税法 別表第一 17 非課税物件2記載）

印紙税の取扱その2 市町村との 業務委託契約には注意が必要

公益法人・社会福祉法人は、国・地方公共団体と業務委託契約を結ぶにあたり、契約書を作成することがあるかと思えます。この場合、少し注意が必要です。

印紙税法上、以下の定めがあります。

国・地方公共団体 非課税法人に該当

**公益法人
社会福祉法人** 課税法人に該当（印紙税法別表2「非課税法人の表」に記載がある公益法人を除く）

業務契約書 印紙税課税文書

課税文書である契約書を非課税法人と課税法人が取り交わした際の印紙はどうすればよいのでしょうか？

印紙税法では「**みなす規定（印紙税法4条5項）**」というものがあります。

● みなす規定（印紙税法4条5項）

国等非課税法人と、国等以外の者とが
共同して作成した文書（契約書）

国等非課税法人
が保存する文書

国等以外の者
が保存する文書

国等以外の者が作成
したとみなされる。
【課税文書】

国等が作成
したとみなされる。
【非課税文書】

つまり、公益法人・社会福祉法人は作成した2通の契約書のうち、自ら作成したものとみなされる1通に印紙を貼付し、市町村に提出します。

一方で公益法人・社会福祉法人が保存すべき残りの1通は、市町村が作成したものとみなされるので印紙の貼付は必要ありません。

✦ 『消印』素朴な疑問 ✦

上記のように、契約書など課税文書には、定められた額の収入印紙を貼付し、消印（割印）を押印することになっています。消印は**印紙の再使用防止**のために必要です。消印には次のようなルールがあります。

- ① 消印は文書作成者の印章でなくてもよい（代理人・使用人・従業員の印章で足る）
- ② 契約者全員の消印は必要ない（①のうち1名の消印で足る）
- ③ 印判ではなく、氏名・名称を表示した日付印、役職名などに表示したゴム印でもよい
- ④ 印類ではなく、通常の方法では消えない署名でもよい（鉛筆等はダメ）

事業主の労災保険制度

中小企業主、会社の役員、家族従事者等は、通常、労災保険の対象になりません。

しかし、労災保険の『特別加入』という制度を利用すれば、労災保険に加入することが可能です。

★労災保険の特別加入をするための要件は？

1. 労働保険事務組合へ事務処理を委託していること

* 労働保険事務組合とは？

事業主の委託を受け、事業主が行うべき労働保険の事務を処理する団体です。

平成18年4月に、当事務所も厚生労働大臣の認可を受け、「**労働保険事務組合 道央労務管理協会**」を設立いたしました。

* 委託できる事業主は？

常時使用する労働者が、下記であること
金融・保険・不動産・小売業・・・50人以下
卸売・サービス業・・・100人以下
その他の事業・・・300人以下

2. 労災保険に事務所が加入していること

3. 中小企業主様等は全員加入すること (非常勤で就業実態がない場合等は除く)

★特別加入した場合の保険料は？

労災保険は、業務上災害や通勤途上災害で、休業・障害・死亡等の状態になった時に保険給付を受けられるのですが、それらの保険給付の計算には、「**給付基礎日額**」というものを用います。これは、特別加入者が支払う保険料の額の計算にも用いられ、**3,500円～20,000円**の中より選択します。（原則は、所得水準に見合った額で申請）



$$\text{保険料} = \text{給付基礎日額} \times 365 \times \text{保険料率}$$

※保険料率は業種ごとに定められています。

例えば、建設事業（既設建築物工事業）で、給付基礎日額を**10,000円**で申請した場合。

$$\text{保険料} = 10,000 \times 365 \times 14/1,000 = 51,100\text{円}$$

よって、**51,100円**が1年間の保険料額となります。

事業主様で、『特別加入』にご興味をお持ちの方がいらっしゃいましたら、当事務所の監査部担当者、または、労務部までお問合せください。

35周年記念ハワイ旅行

会計事務所開設35周年を記念して道央マネジメントグループ全体でのハワイ旅行を企画しております。

下記日程にてツアーを組んでまいりますので、ご参加ご希望のお客様は、監査担当者までご連絡ください。
(お申込締切り 8月20日)



Aグループ H19.11.20(火)～11.25(日)

Bグループ H19.11.22(木)～11.27(火)

経路 千歳 ⇄ 成田 ⇄ ホノルル
宿泊ホテル シェラトン プリンセスカイウラニ
企画 ディナークルーズ(11/23)他

● 旅行費用 193,000円程度(多少変動予定あり)

道央マネジメントグループ 厚生委員会

編集後記



毎年、夏になると本屋さんの店頭で文庫本がたくさん並べられます。どうして、夏に本なのかわかりませんが、私は意外と「本好き」なのでやっぱり買ってしまいます。今年も夏が終わるまでに5冊以上は読みたいと思ってます。(高橋)

月刊グローバル 2007年8号

2007年7月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈲札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。